様式第１号（第4条、第8条、第9条関係）

第　　　　　　号

　　　　　年（　　）　月　　日

**措 置 決 定 通 知 書**

**（開始・変更・解除）**

　　　　　　　　　　　様

出雲市福祉事務所長

　　　　　　　　　　　　　　　　印

　老人福祉法第　　条第　項第　号の規定及び出雲市やむを得ない事由による措置要綱第　条第　項第　号の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 措置を受ける人 | 氏　　名 |  | | 生年月日 | | 年　月　日（　歳） |
| 住　　所 |  | | | | |
| 要介護度 | （被保険者番号　　　　　　　） | | | | |
| 措　置　区　分 | 開始・変更・解除 | | 実施年月日 | | 年　 月　 日から実施 | |
| 決　定　内　容  （変更、解除を含む） |  | | | | | |
| 決　定　理　由 |  | | | | | |
| 措置を受ける人の自己負担 | 有り　　・　　無し  （自己負担額　　　　　　　　　　　円） | | | | | |
| その他 |  | | | | | |

〔教示〕

１ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

２ この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。